

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2025 年 10 月 28 日

当社は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I．国際原則または政府の指針に適合する投融資

1．グリーンローン

（１）対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

該当なし

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

2．グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（１）対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ① グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ② グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ③ 気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社では、外部評価機関によって適合性が評価されていることをもって、投資対象のグリーンボンドが上記(1)の基準に適合していると判断します。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

該当なし

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ① サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ② グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ③ サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社では、外部評価機関によって適合性が評価されていることをもって、投資対象のサステナビリティ・リンク・ボンドが上記(1)の基準に適合していると判断します。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ① クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ② クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ③ グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ④ グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ⑤ サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ⑥ サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社では、外部評価機関によって適合性が評価されていることをもって、投資対象のトランジションボンドが上記（1）の基準に適合していると判断します。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

該当なし

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当社は、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

該当なし

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

以 上